

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則を廃止する規則
をここに公布する。

令和七年九月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十六号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則を廃 止する規則

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（昭和六十二年
広島県規則第六十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。